

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事件名 建物明渡等請求事件
- 2 事件の概要 沖縄県は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している別表の入居者等に対して、家賃を納入するよう再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
 沖縄県
 被告 別表のとおり
- 4 請求の趣旨
 - (1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡せ。
 - (2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額（入居者以外の者にあつては、近傍同種の住宅の家賃に相当する額）の損害賠償金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。との判決及び仮執行の宣言を求める。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

平成29年9月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

		31	
1		32	
2			
3		33	
4			
5		34	
6		35	
7		36	
8		37	
9		38	
10		39	
11		40	
12		41	
13		42	
14		43	
15		44	
16		45	
17		46	
18		47	
19		48	
20		49	
21		50	
22			
23		51	
24			
25		52	
26			
27		53	
28		54	
29		55	
30		56	